

8 いじめ防止基本方針、いじめ対応マニュアル

水俣第一中学校 いじめ防止基本方針

令和5年6月14日改訂

1 はじめに

令和2年11月24日に改定された、熊本県いじめ防止基本方針には、「いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかねばならない。」と記されている。

本校においても、上記の内容を全教職員で認識し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に真摯に取り組んでいくために、本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25.6.28）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校の方針

(1) いじめの基本認識

- いじめは、日本国憲法で保障された、一人一人の個性の尊重・尊厳という基本的人権を著しく損ねるとともに、その心身の健全な成長と人格の形成に一生涯に渡って重大な影響を与えるばかりなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為であり、重大な人権侵害である。人間として絶対に許されないという強い認識に立つことが大切である。
- いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。
- いじめの根絶には、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であること。
- いじめ問題に対しては、組織的に取り組むことが必要である。

(2) いじめ防止に向けた基本方針

- ① 全教職員は、教育活動全体を通じて、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 全教職員は、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、見逃さず早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら組織的に対応する。
- ③ 全教職員は、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ④ 全教職員は、生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導・支援する。
- ⑤ 全教職員は、生徒の変化に気づく目を養い、個に応じたわかりやすい授業実践と、深い生徒理解に立った生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送ることができるようしていく。
- ⑥ 情報集約担当者を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人一人の状況の把握に努める。
- ⑦ 全教職員は、生徒にトラブルが発生した場合、形態や内容など「これくらい…」という安易な考えに留まることなく、被害生徒の立場に立ち、事象を真摯に受け止め、対処していく。

3 いじめ防止の取組

(1) いじめの防止

人権尊重の精神にもとづく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
- ③ 生徒の心の居場所づくりを推進する。（子どもの居場所づくり推進テーブルの効果的な実施）
- ④ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用する。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認するがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

(2) いじめの早期発見

- 学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。
- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、教育相談等)
 - ② 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、日常生活・休憩時間等)
 - ③ 保護者と情報を共有する。(学校・学年・学級通信の発行、電話等の連絡、保護者会等)

(3) いじめの認知

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、生徒指導部会を活用して行う。

(4) いじめの対応

詳細な事実確認にもとづき、早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 学校（校長）は事実にもとづき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には、「加害児童生徒の状況の見立て」（令和3年3月28日付け「いじめの加害児童生徒に対する指導の基本的な考え方について」より）を参考に適切な対応、支援を行う。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、対象生徒の経過観察を行うとともに、保護者と継続的な連絡を行う。

4 いじめ問題に取り組むための組織

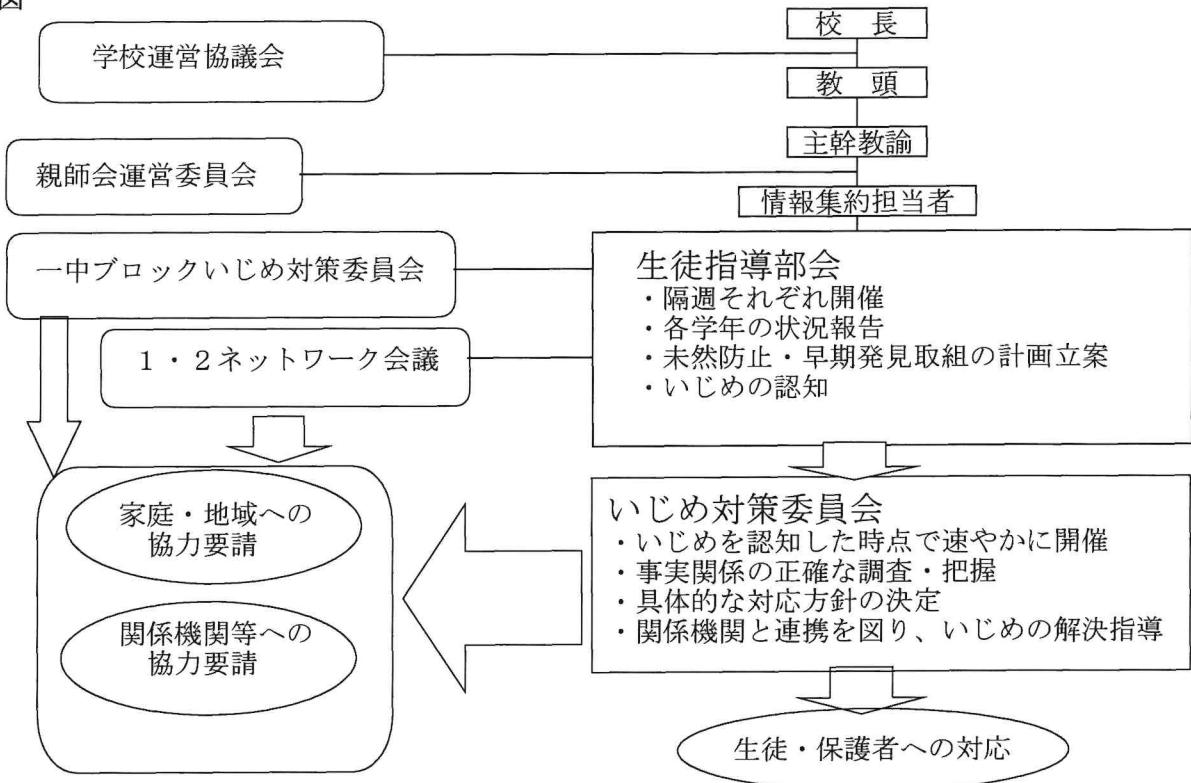
(1) 学校内の組織

- ① 生徒指導部会
校務分掌の担当職員と管理職（校長、教頭、主幹教諭）で隔週ごとに開催し、生徒の情報交換、生徒指導の方針、不登校対策の方針、いじめの認知、対応等について話し合いを行う。
- ② 生徒理解の会
月1回、全職員に対して、各クラスの生徒の状況報告を行い、全職員で情報の共有を図る。
- ③ いじめ対策委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、管理職、生徒指導主事、養護教諭、不登校担当、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ対策委員会を設置する。定例の委員会は年度当初と学校評価結果の検討の際に開催する。また、いじめを認知した時点（必要に応じて）で、速やかに開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 一中ブロックいじめ対策委員会
校長、本校区の各小学校校長、情報集約担当者、児童会・生徒会担当者、生徒指導主事、養護教諭、PTA代表、学校運営協議会委員、主任児童民生委員等で構成し、年2回定例会議を開催して、学校の取組等の情報交換を行う。
緊急の対応を要するいじめ問題等が発生した場合には臨時会議を招集し、早期解決に向けた方策を検討し、また、関係機関と連携して解決に努める。
- ② 親師会運営委員会
月1回開催し、学校の情報提供、PTAへの協力依頼等の検討を行う。
- ③ 学校運営協議会
年4回開催し、学校の状況報告、学校の基本方針等の検討を行い、学校の取組への助言等を行う。
- ④ 1・2ネットワーク会議
水俣一中、水俣二中の教頭、PTA会長、PTA生活委員長、生徒指導担当とで構成し、年3回会議を開催して、見回り（補導）活動の計画・実施、情報交換等の話し合いを行う。

(3) 組織図



5 重大事態への対応(流れ)

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)

(1) 教育委員会への報告

重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。なお、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、報告及び調査を開始する。

(2) 重大事態の調査組織を設置

教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 調査組織で事実確認を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う。

本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。

(4) 調査結果の説明・公表

- 調査結果を教育委員会へ報告
- 調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明する。
- いじめを受けた生徒及び保護者に対して調査結果から明らかになった事実確認について、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮をする。また、当該生徒やその保護者への心のケアを図る。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

国は、法の施行状況等を勘案して見直しを検討するとしており、本校においても、国・県・市の見直しの状況及び本校の実情を踏まえ、常に本方針を確認し、必要に応じて見直しを行う。